

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

選択的夫婦別姓制度の法制化を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年3月22日

旭川市議会  
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

小 松 あきら

能登谷 繁

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

夫婦が必ず同じ姓を名乗ることとしている夫婦同姓制度は、改姓によって不利益が生じたり、人格権の侵害に当たるという批判がある。

しかし、2020年12月に政府が決定した第5次男女共同参画基本計画では、第4次計画にあった選択的夫婦別姓制度の記述が、自民党内で反対論があったことを受けて削除された。

内閣府が2017年に実施した家族の法制に関する世論調査では、選択的夫婦別姓制度を導入するための法改正に賛成が42.5パーセント、同姓を前提としつつも通称使用を認める法改正に賛成が24.4パーセントとなっており、法改正に賛成する割合が法改正は必要ないの29.3パーセントを上回っている。

また、先進国においては我が国のように夫婦同姓を強制している国はなく、国連女性差別撤廃委員会からは選択的夫婦別姓制度の導入について勧告されている。

夫婦同姓制度によって、仕事上の不利益、アイデンティティの喪失など不便さや苦痛を感じている人がいる以上、その解決は国の責務である。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会